**平成２１年（フ）第１５６８号**
名古屋市南区豊４丁目10番６号　堀田サンハイツＡ棟905号
債務者　新村千歌子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１７３４号**
名古屋市中村区新富町２丁目１番２号　レインボー新富町104号
債務者　三谷　美雪
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１７３７号**
愛知県小牧市大字本庄2578番地１
債務者　大久保美子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第５０号**
北海道網走郡美幌町字鳥里１丁目３番地の14
債務者　村越　春幸
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２１年（フ）第５２号**
北海道北見市北進町４丁目12番43号　ハイツ北美202号
債務者　庄司　貞夫
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２１年（フ）第５３号**
北海道北見市北進町４丁目12番43号　ハイツ北美202号
債務者　庄司　順子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２１年（フ）第７０号**
青森県十和田市西十五番町12番３号
債務者　天間　功悦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２１年（フ）第７２号**
青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘５丁目50番地40　久保田ハイツＣ
債務者　坂田　朋子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２１年（フ）第７３号**
青森県三沢市大字三沢字園沢219番地437号
債務者　小比類巻正信
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２１年（フ）第７４号**
青森県三沢市大字三沢字園沢219番地437号
債務者　小比類巻千晃
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２１年（フ）第７６号**
青森県三戸郡五戸町字沢向10番地29
債務者　三浦　隆弘
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２１年（フ）第７７号**
青森県十和田市西十五番町25番15号
債務者　佐々木ミネ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２１年（フ）第２５４号**
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野６丁目２番地33
債務者　白方惠津子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第２７８号**
埼玉県越谷市大成町１丁目45番地12
債務者　佐藤　雛子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第２７９号**
埼玉県越谷市花田４丁目８番地15　メゾンローリエ102号、旧住所埼玉県越谷市大成町１丁目45番地12
債務者　佐藤　勝敏
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第２８０号**
埼玉県越谷市花田４丁目８番地15　メゾンローリエ102号、旧住所埼玉県越谷市大成町１丁目45番地12
債務者　佐藤　慶子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第２８５号**
埼玉県草加市旭町５丁目９番18号　マイキャッスル旭105号
債務者　中原　幸一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係